

第3節 保険監督者国際機構（IAS）

I 概要

1. 沿革

保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors: IAS）は、金融市場のグローバリゼーションの進展の下、世界の保険監督者が集い討議する場を創設する機運がN A I C (National Association of Insurance Commissioners: 全米保険監督官協会) 会合において高まったことを背景に 1993 年に設立され、その第 1 回総会が 1994 年に米国（ボルチモア）で開催された。

現在、世界の各国、地域、国際機関から 100 以上の保険監督当局がメンバーとして参加している（2001 年 3 月現在）。さらに 1999 年 12 月から導入されたオブザーバー制度により、58 の保険会社や業界団体、国際機関等がオブザーバーとして IAS 活動に参加している（2001 年 3 月現在）。

2. 目的

活動目的として以下が挙げられる。

- ① 保険監督者間及び他の金融分野の監督機関との協調、連携の強化。
- ② 国際保険監督基準の策定。
- ③ 加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度確立の支援。

3. 組織（資料 21-3-1 参照）

IAS は年 1 回、総会を開催している。総会の下には 4 つの委員会、9 つの小委員会、その他複数のタスクフォースと作業部会が設置されている。そのうち、IAS の運営に関する意思決定を行う執行委員会、及び監督原則・基準等を策定する専門委員会（金融庁が副議長）はそれぞれ年 4 回、定期的に開催されている。

事務局は 1998 年よりバーゼルに設置されている。なお、事務局次長には日本人が就任している。

金融監督庁（当時）は 1998 年 10 月にメキシコ（カンクーン）で開催された第 5 回総会において、正式に加盟を承認された。現在、執行委員会と専門委員会以外に、ソルベンシー小委員会、投資小委員会、再保険小委員会、コア・プリンシップ・メソドロジー・タスクフォース等、複数の小委員会等に金融庁はメンバーとして積極的に参画している。

4. 性格

IAS が定めている監督原則、基準、指針の実施に関しては、法的な拘束力を有するものではない。しかし、各国の保険監督制度の実状や経験を踏まえて作成された各原則等は、保険監督水準の向上に資するものである。

II 活動状況

1. 概要

2000年にIASは、保険監督上の原則、基準及び指針それぞれ一つずつを新たに承認した他、これら監督原則の遵守状況を審査するための評価細目（メソドロジー）を完成させた。現在、新たな監督原則や基準の作成に着手している。

2. 新たな監督原則・基準

2000年10月に南アフリカ（ケープタウン）に於いて開催された第7回総会では、以下の監督原則等が承認された。

(1) 「インターネット上の保険活動の監督に関する原則」

インターネットを用いた保険業務を行う会社を監督するにあたっての原則。保険契約者保護を目的とし、他の媒体を用いた保険活動の監督手法との一貫性、透明性の確保、他の監督当局との協力、等の原則を規定している。

(2) 「保険グループ監督における当局間調整に関する監督基準」

国際的に活動する保険グループ及び保険業務に従事する金融グループを監督する際の監督基準。関係する監督当局間の協調や情報共有を促進するための基準を規定している。

(3) 「適格性原則の適用に関する指針」

ジョイント・フォーラムが作成した「経営陣の適格性に関する諸原則」を保険会社に適用する際の指針。保険会社の健全な経営と、経営陣が保険契約者と会社の利益を侵さないことを確保することを目的としている。

(4) 「保険コア・プリンシブル」「保険コア・プリンシブル・メソドロジー」

1997年9月に承認された「保険監督原則」を改訂し、新たに「保険監督当局の組織」、「市場行為」、「クロス・ボーダー業務」それぞれに関する監督原則を盛り込み、「保険コア・プリンシブル」と名称を改めた。併せて、これら監督原則の各国における遵守状況を審査するための評価細目を示した「保険コア・プリンシブル・メソドロジー」を承認した。

3. 主な活動

この他、この一年間のIASの主要な活動として、以下が挙げられる。

(1) 監督原則の遵守状況評価

「保険コア・プリンシブル・メソドロジー」に基づき、それぞれの国・地域における原則の遵守状況について各メンバーが自己評価を行った。

(2) 保険のソルベンシー原則の作成に向けた取り組み

保険会社の財務健全性の維持、保険数理全般につき議論しているソルベンシ

一小委員会において、保険会社の自己資本及びソルベンシー規制に関する原則の作成を進めている。

(3) 再保険の監督原則・基準策定に向けた取り組み

再保険会社の監督について議論している再保険小委員会では、出再会社の再保険契約の評価に関する監督基準、及び再保険会社の監督原則の作成を進めている。また、情報交換小委員会と協力して、再保険会社データベースの構築に向けた作業を進めている。

(4) 保険会社のディスクロージャー

ディスクロージャー・タスクフォースでは、保険会社の経営の透明性を確保するため、ディスクロージャーに関する監督原則の作成を進めている。また、グローバル金融システム委員会（CGFS：G10 中央銀行で構成）において進められている金融機関のディスクロージャーを向上させるためのパイロット・スタディに、保険監督当局の立場から議論に参加した。

(5) 保険会社のリスク管理

保険会社の資産運用に関して議論している投資小委員会では、保険会社の市場リスク管理に関する各国の規制・監督、及び保険会社の内部リスク管理についてサーベイを実施した。同サーベイに基づき、保険会社の市場リスクに関する論点整理ペーパーの作成に着手している。

(6) 保険の証券化

保険会社が抱えるリスク移転の手法の一つである証券化について議論すべく、再保険小委員会の中に証券化サブグループを設置し、保険の証券化の監督に関する論点整理ペーパーの作成に着手している。

(7) 新興市場国への技術支援

新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、引き続き、地域セミナーの開催等を通じて保険監督に関する技術支援を行っている。また、我が国からは、こうした技術支援業務をとりまとめる担当者として、JICAの予算により、専門家1名を事務局に派遣している。

(8) オブザーバーの意見の反映

I A I Sの活動に対する保険業界等からの関心の高まりを受け、オブザーバーの意見をより的確にI A I Sの活動に反映するプロセスの検討を進めている。